

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 協栄海事土木 株式会社 浦添市伊奈武瀬1-6-8
 47-002033 代表者 寄川 一博
 (土木・特A、しゅんせつ、解体)

2 指名停止措置期間

令和 8 年 1 月 20 日 ~ 令和 8 年 2 月 19 日 (1か月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

協栄海事土木(株)が受注した農林水産部漁港漁場課発注の「伊是名漁港(勢理客地区)航路等浚渫工事(R6補正)」において、令和7年10月25日15時30分頃、ワイヤーロープの切り詰め作業中、ワイヤーロープ等の固定が十分でなかったこと、及びロープ内側で作業していたことにより、作業員の両足が、勢いよく絞られたワイヤーロープに巻き込まれた上でワイヤーロープ端末処理金具(コッターソケット内側)に強打し、負傷した。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第7号

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|----------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上4か月以内 |